

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「生産者による需要に応じた生産（第五条）」を「需要に応じた生産の推進（第五条・第五条の二）」に改める。

第三条第二項の改正規定を次のように改める。

第三条第二項中「生産量の減少」を「消費量がその生産量を上回ること等」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、同節の次に一節を加える改正規定のうち第三十三条の二第一項中「、米穀の」の下に「消費量がその生産量を上回ること等によりその」を加える。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中同章第二節の節名を次のように改める。

第二節 需要に応じた生産の推進

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第五条に見出しとして「（生産者による需要に応じた生産）」を付し、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(政府の責務等)

第五条の二 政府は、米穀の需要に応じた生産が個々の米穀の生産者による取組のみによつて確保されるものではないことを踏まえ、米穀の生産、流通及び消費、政府による米穀の備蓄並びに民間事業者による米穀の在庫としての保有の状況等（以下この条において「米穀の生産、流通及び消費等の状況等」という。）を総合的に勘案して、米穀の生産者による需要に応じた生産を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の生産、流通及び消費等の状況等を継続的かつ適確に把握し、第二条第一項に規定する見通しをより適確なものとするよう努めるものとする。

3 政府は、前二項の施策を講ずるに当たっては、米穀の需給がその消費の動向、気象条件、国際情勢その他の事情により変動し得るものであることを踏まえ、第二条第一項に規定する見通しと米穀の需給の実情との間において差異が生じ得ることを特に考慮しなければならない。

4 政府は、毎年、第二条第一項に規定する見通しに関する次に掲げる事項について検証を行い、その結果

を公表しなければならない。

一 当該見通しを策定する際に行った米穀の需給の動向に関する調査及び分析の結果

二 当該見通しと米穀の需給の实情との間において生じた差異

三 前号の差異が生じた原因

四 その他必要な事項

5 政府は、第二条第一項に規定する見通しと米穀の需給の实情との間において著しい差異が生じたと認められるときは、速やかに、米穀の生産、流通及び消費等の状況等を改めて適確に把握した上で、当該著しい差異が生じた原因について検証を行い、当該著しい差異が生じた旨、その把握した米穀の生産、流通及び消費等の状況等及び当該検証の結果について国会に報告しなければならない。

6 政府は、前項の著しい差異が生じたことにより米穀の価格が著しく変動したと認められるときは、速やかに、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 政府は、米穀の需要に応じた生産を推進するに当たっては、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米

穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。